

成長ファイナンス推進会議の開催について

平成 24 年 2 月 15 日
内閣官房長官決裁

1. 事業の成長、再生、再編及び起業等に当たって資金を必要とする主体に対して、より円滑に成長マネーが供給されるための政府の取組について、各府省庁間で連携の上政策効果を極大化し、政府一体となって推進するため、「成長ファイナンス推進会議」（以下「会議」という。）を開催する。

2. 会議の構成員は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係大臣その他関係者の出席を求めることができる。

議 長 内閣官房長官、国家戦略担当大臣兼内閣府特命担当大臣（経済財政政策）

構成員 内閣府特命担当大臣（金融）、PFI を担当する内閣府特命担当大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣

3. 会議の庶務は、内閣官房において処理する。